

高齢者福祉施設等

コロナウイルス対策関係資料

内 容	ページ
○新型コロナウイルス感染症予防について	
・社会福祉施設等（入所・居住系サービス）	3
・社会福祉施設等（通所・短期入所等）	5
・訪問介護事業所での対応	6
○新型コロナウイルス感染症が確認された場合	8
○消毒方法及び手洗いの方法について	9
○社会福祉施設等における対応について	11
○相談窓口一覧	11

関係通知等一覧

- 令和2年2月18日付事務連絡 厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡
「社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について」
- 令和2年3月6日付事務連絡 厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡
「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」
- 令和2年3月6日付 厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡
「介護サービス事業所に休業を要請する際の留意点について」
- 新型コロナウイルス感染症に関する清掃や消毒についてチラシ…安房健康福祉センター制作

* 本資料については厚生労働省通知等を取りまとめて作成しています。今後新たな通知等により変更なる場合もありますのでご承知下さい。【令和2年3月19現在】

社会福祉施設等（入所施設・居住系サービス）での対応について

1. 新型コロナウイルス感染が疑われる者について

新型コロナウイルス感染が疑われる者とは、社会福祉施設等の利用者等（当該施設等の利用者及び職員等をいう。）であって、風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上（高齢者・基礎疾患がある者・妊婦である利用者等については2日程度）続いている者又は強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある者をいう。

2. 新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合の当該社会福祉施設等における対応について

新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合、当該施設等は、当面、協力医療機関に相談し、以下の対応を行う。保健所の指示があった場合は、その指示に従うこと。

①情報共有・報告等の実施

新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合、当該施設等は、保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けること。

また、速やかに施設長等への報告を行い、当該施設内での情報共有を行うとともに、指定権者への報告を行う。さらに、当該利用者の家族等に報告を行う。

②消毒・清掃等の実施

新型コロナウイルス感染が疑われる者の居室及び当該利用者が利用した共用スペースについては、消毒・清掃を実施する。具体的には、手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭する拭後、湿式清掃し、乾燥させる。なお、次亜塩素酸を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと。トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭する。

③濃厚接触が疑われる利用者・職員の特定

新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合、施設等においては、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる利用者・職員を特定する。

濃厚接触が疑われる者については、以下を参考に特定する。

- ・ 新型コロナウイルス感染が疑われる者と同室または長時間の接触があった者
- ・ 適切な感染の防護無しに新型コロナウイルス感染が疑われる者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 新型コロナウイルス感染が疑われる者の気道分泌液若しくは体液、排泄物等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者

④濃厚接触が疑われる利用者に係る適切な対応の実施

濃厚接触が疑われる利用者については、以下の対応を行う。

- ・ 当該利用者については、原則として個室に移動する。
- ・ 当該利用者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けて対応を行う。
- ・ 当該利用者へのケアに当たっては、部屋の換気を1、2時間ごとに5～10分間行うこととする。また、共有スペースや他の部屋についても窓を開け、換気を実施する。
- ・ 職員は使い捨て手袋とマスクを着用する。咳込みなどがあり、飛沫感染のリスクが高い

状況では、必要に応じてゴーグル、使い捨てエプロン、ガウン等を着用する。

- ・ケアの開始時と終了時に、液体石けんと流水による手洗いまたは消毒用エタノールによる手指消毒を実施する。手指消毒の前に顔（目・鼻・口）を触らないように注意する。「1ケア1手洗い」、「ケア前後の手洗い」を基本とする。

- ・体温計等の器具は、可能な限り当該利用者専用とする。その他の利用者にも使用する場合は、消毒用エタノールで清拭を行う。

- ・当該利用者以外の利用者についても、手洗い等の感染防止のための取組を促す。

- ・施設長等の指示により、来訪者に対して利用者との接触の制限等を行う。5（個別のケア等の実施に当たっての留意点）

濃厚接触が疑われる利用者に対する個別のケア等の実施に当たっては以下の点に留意する。

（i）食事の介助等

- ・食事介助は、原則として個室で行うものとする。

- ・食事前利用者に、液体石けんと流水による手洗い等を実施する。

- ・食器は使い捨て容器を使用するか、または、濃厚接触が疑われる利用者のものを分けた上で、熱水洗浄が可能な自動食器洗浄機を使用する。

- ・まな板、ふきんは、洗剤で十分洗い、熱水消毒するか、次亜塩素酸ナトリウム液に浸漬後、洗浄する。

（ii）排泄の介助等

- ・使用するトイレの空間は分ける。

- ・おむつ交換の際は、排泄物に直接触れない場合であっても、手袋に加え、使い捨てエプロンを着用する。

- ・おむつは感染性廃棄物として処理を行う。※ポータブルトイレを利用する場合の介助も同様とする。（使用後ポータブルトイレは洗浄し、次亜塩素酸ナトリウム液等で処理を行う。）

（iii）清潔・入浴の介助等

- ・介助が必要な場合は、原則として清拭で対応する。清拭で使用したタオル等は熱水洗濯機（80℃10分間）で洗浄後、乾燥を行うか、または、次亜塩素酸ナトリウム液浸漬後、洗濯、乾燥を行う。

- ・個人専用の浴室で介助なく入浴ができる場合は、入浴を行ってもよい。その際も、必要な清掃等を行う。

（iv）リネン・衣類の洗濯等

- ・当該利用者のリネンや衣類については、その他の利用者と必ずしも分ける必要はないが、熱水洗濯機（80℃10分間）で処理し、洗浄後乾燥させるか、または、次亜塩素酸ナトリウム液浸漬後、洗濯、乾燥を行う。

- ・当該利用者が鼻をかんだティッシュ等のゴミの処理は、ビニール袋に入れて感染性廃棄物として処理を行う。

⑤濃厚接触が疑われる職員に係る適切な対応の実施

濃厚接触が疑われる職員の中で、発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。発熱等の症状がない場合は、保健所と相談の上、疑われる職員数等の状況も踏まえ対応する。

社会福祉施設等（通所・短期入所等）での対応について

1. 新型コロナウイルス感染が疑われる者について

⇒社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る。）での対応についてと同様

2. 通所施設等における対応

新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合、当該施設等は、当面、以下の対応を行う。なお、保健所の指示があった場合は、その指示に従うこと。

①情報共有・報告等の実施

当該施設等が新型コロナウイルスの感染が疑われる者を把握した場合、当該施設等は、保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受ける。また、速やかに管理者等への報告を行い、当該施設内での情報共有を行うとともに、指定権者への報告を行う。

さらに、当該利用者の主治医及び担当の居宅介護支援事業所等に報告を行う。

②消毒・清掃等の実施

新型コロナウイルス感染が疑われる者が利用した部屋や車両等については、清掃を実施する。具体的には、手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭する。

③濃厚接触が疑われる利用者・職員の特定

新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合、施設等においては、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる利用者・職員を特定する。

濃厚接触が疑われる者については、以下を参考に特定する。

- ・ 新型コロナウイルス感染が疑われる者と長時間の接触があった者
- ・ 適切な感染の防護無しに新型コロナウイルス感染が疑われる者を介護していた者
- ・ 新型コロナウイルス感染が疑われる者の気道分泌液若しくは体液、排泄物等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者

④濃厚接触が疑われる利用者に係る適切な対応の実施

濃厚接触が疑われる利用者については、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。①の報告を受けた居宅介護支援事業所等は、保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保する。なお、短期入所利用者においては、必要に応じ、入所施設・居住系サービスと同様の対応を行うこと。

⑤濃厚接触が疑われる職員に係る適切な対応の実施

濃厚接触が疑われる職員の中で、発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。発熱等の症状がない場合は、保健所と相談の上、疑われる職員数等の状況も踏まえ対応する。

訪問介護事業所等における対応

①訪問介護事業所等が新型コロナウイルスの感染が疑われる者を把握した場合

訪問介護事業所等が新型コロナウイルスの感染が疑われる者を把握した場合、当該事業所は、保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けること。

また、速やかに管理者等への報告を行い、当該事業所内での情報共有を行うとともに、指定権者への報告を行う。さらに、当該利用者の主治医及び担当の居宅介護支援事業所等に報告を行う。

なお、保健所の指示があった場合は、その指示に従うこと。

感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる職員のうち発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。発熱等の症状がない場合であっても、保健所と相談の上、可能な限りサービス提供を行わないことが望ましい。

②濃厚接触が疑われる利用者に係る適切な対応の実施

①の報告を受けた居宅介護支援事業所等は保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保する。その際、地域の保健所とよく相談した上で、訪問介護の必要性を再度検討すること。

③訪問介護事業所等がサービス提供を行う場合

②の結果、訪問介護の必要性が認められ、サービスを提供することとなる場合には、以下の点に留意すること。

- ・基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行うこと。

- ・サービスの提供に当たっては、地域の保健所とよく相談した上で、感染防止策を徹底すること。具体的には、サービス提供前後における手洗いやうがい、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を行うと同時に、事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫を行うこと。

（サービス提供にあたっての留意点）

- ・自身の健康管理に留意し、出勤前に各自で体温を計測して、発熱や風邪症状等がある場合は出勤しないこと。

- ・濃厚接触が疑われる者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けての対応や、最後に訪問する等の対応を行う。

- ・訪問時間を可能な限り短くできるよう工夫を行う。

ただし、やむを得ず長時間の見守り等を行う場合は、可能な範囲で当該利用者との距離を保つように工夫する。

- ・訪問時には、換気を徹底する。

- ・濃厚接触が疑われる者のケアに当たっては、職員は使い捨て手袋とマスクを着用すること。咳込みなどがあり、飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグル、使い捨てエプロン、ガウン等を着用する。

- ・体温計等の器具については、消毒用エタノールで清拭を行う。

- ・サービス提供開始時と終了時に、液体石けんと流水による手洗いまたは消毒用エタノールによる手指消毒を実施する。手指消毒の前に顔（目・鼻・口）を触らないように注意する。「1 ケア 1 手洗い」、「ケア前後の手洗い」を基本とする。

（個別のケア等の実施に当たっての留意点）

（i）食事の介助等

- ・食事前に利用者に対し、液体石けんと流水による手洗い等を実施する。
- ・食事は使い捨て容器を使用するか、自動食器洗浄器の使用、または、洗剤での洗浄を行う。
- ・食事の準備等を短時間で実施できるよう工夫を行う。

（ii）排泄の介助等

- ・おむつ交換の際は、排泄物に直接触れない場合であっても、手袋に加え、使い捨てエプロンを着用する。

（iii）清潔・入浴の介助等

- ・介助が必要な者（訪問入浴介護を利用する者を含む）については、原則清拭で対応する。清拭で使用したタオル等は、手袋とマスクを着用し、一般定な家庭用洗剤で洗濯し、完全に乾燥させる。

（iv）環境整備

- ・部屋の清掃を行う場合は、手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭する。または、次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後、湿式清掃し、乾燥させる。

福祉施設及び事業所において新型コロナウイルス感染症が確認された場合

【発生情報の社会福祉施設等への連絡について】

1. 新型コロナウイルス感染症に罹患した利用者等について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第12条第1項の届出を受けた都道府県、保健所を設置する市又は特別区（以下「都道府県等」という。）は、本人又は家族の同意を得て、届出を受けた内容について、当該利用者等が利用する社会福祉施設等の認可権者等に連絡する。
（※）連絡を受けた認可権者等は、当該社会福祉施設等と情報を共有する。

【利用停止等の措置及び臨時休業等の判断について】

2. 社会福祉施設等は、当該利用者等に対して、治癒するまでの間、利用を避けるよう本人又は家族等に要請する。また、認可権者等及び社会福祉施設等は、都道府県等が行う感染経路の特定や濃厚接触者の特定等に協力する。

3. 都道府県等は、主に地域での流行早期の段階に行われる公衆衛生対策の観点からの休業の必要性の有無について判断し、必要であると判断した場合、社会福祉施設等に対し、その全部又は一部の休業を要請する。

また、都道府県等は、感染のおそれがある利用者等について、必要と認める場合には、認可権者等を通じて社会福祉施設等に対し、サービス利用を避けるよう要請する。

【地域住民や家族への情報提供等】

4. 都道府県等は、地域の住民等に対し、正しい理解を得るための必要な情報を提供するとともに、認可権者等と連携して、社会福祉施設等を通じて、家族等に対しても同様に情報を提供する。

【休業する場合】

5. 利用者への丁寧な説明

休業する事業所や居宅介護支援事業所は、保健所と連携し、利用者に対し休業の事実や代替サービスの確保等について丁寧な説明を行うこと。

6. 代替サービスの確保

利用者に必要なサービスが提供されるよう、居宅介護支援事業所を中心に、休業している事業所からの訪問サービス等の適切な代替サービスの検討を行い、関係事業所と連携しつつ適切なサービス提供を確保すること。

新型コロナウイルス感染症に関する清掃・消毒等について

安房健康福祉センター(2020.2.28)

●手指の消毒・除菌

せっけん・ハンドソープ等を使い、丁寧に洗い、流水でよく流します。

(詳細は、厚生労働省作成のチラシ(別紙)をご覧ください。)

●屋内の消毒・除菌

ドアノブなど身の回りの物の表面の消毒には、

①消毒用エタノール

じあえんそさん

②次亜塩素酸ナトリウム(0.02%)

が有効であることが分かっています。

<消毒の方法>

消毒薬	使用方法	消毒薬の使い方
消毒用エタノール	①汚れや水滴がある場合、ふき取る。 ②エタノールを含ませた布で拭く。 ※70%以上のアルコール濃度のものを使用すること ※火気のあるところでは使用しない	薄めず、原液のまま使用する。
次亜塩素酸ナトリウム	①汚れや水滴がある場合、ふき取る。 ②ペーパータオル等に十分に薬液を含ませて拭く。 ※作業時にはビニール手袋を着用し、換気をすること ※目に入ると失明の恐れがあるので十分に注意すること	製品に記載されている濃度をもとに、薄めて使用する。 例)原液濃度が6%の場合の0.02%への薄め方 2Lのペットボトル1本の水に対し、ペットボトルキャップ約1～2杯の原液

<手指がよく触れる場所の例>

ドアノブ、窓の取手、照明のスイッチ、テーブル、椅子、電話機、テレビのリモコン、水道の蛇口、便器、便座、洗水レバー など

<次亜塩素酸ナトリウムを使用する際の注意点 ! >

※拭いた場所がさびる恐れがありますので、消毒後は水拭きしてください。

※希釈したものは時間がたつにつれ効果が減っていきます。

その都度使い切るようにしてください。

※誤飲しないよう、作り置きはやめましょう。

※手指の消毒には使用しないで下さい。

※保管する際は、危険なので子供の手の届かないところに保管しましょう。

感染症対策へのご協力をお願いします

！手洗い

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、
「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。

外出先からの帰宅時や**調理の前後**、**食事前**などこまめに手を洗います。

正しい手の洗い方

手洗いの前に

・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



手の甲をのぼすようにこすります。



指先・爪の間を念入りにこすります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗います。



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、
清潔なタオルやペーパータオルで
よく拭き取って乾かします。

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省

検索



社会福祉施設等での対応について

新型コロナウイルス感染症が他県では集団感染した事例が発生しています。介護業務に従事する皆様におかれましては、日ごろからの感染予防の対策に努めていただくようお願いします。

なお、万が一の事態を想定して事業所内の連絡体制等を確認しておくとともに、従事者及び利用者様の感染が確認された場合の、調査等に備えて、下記の事項について再確認をお願いします。

○従業者に関すること 出勤状況、住所、連絡先など

○事業所の業務日報 利用者の人数や氏名、業務での訪問先リストなど

○利用者の情報 健康面…健康チェックの内容やかかりつけ医、持病など
連絡先など…家族などの緊急連絡先の再確認

*上記に加えて事業所内の連絡体制等について確認をしておきましょう！

コロナウイルス感染症に関する相談窓口一覧

お問合せ先一覧 【令和2年12月改定】

安房健康福祉センター 0470-22-4511 受付時間 午前9時～午後5時

鴨川地域保健センター 04-7092-4511 受付時間 午前9時～午後5時

平日、土曜日、日曜日、祝日 24時間対応

千葉県発熱相談コールセンター 0570-200-139 受付時間 24時間対応